

# 電気・ガス価格激変緩和対策事業による軽減措置の内容

株式会社 東急パワーサプライ  
2022年12月27日制定

## 1 適用範囲

当社は、電気・ガス価格激変緩和対策事業による軽減措置を、電気需給約款【低圧】または電気需給約款【高圧】（以下、総称して「約款」といいます。）にもとづき低圧または高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

## 2 適用期間

適用期間は、2023年1月の検針日から2023年10月の検針日の前日までといたします。

## 3 軽減措置

軽減措置とは、約款の電力量料金において、次に記載する国の電気・ガス価格激変緩和対策事業による値引き単価を燃料費調整額から差し引くことをいいます。

値引き単価（1キロワット時につき）

- ・低圧で供給する場合 7円
- ・高圧で供給する場合 3円50銭

ただし、9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間については、次の単価です。

- ・低圧で供給する場合 3円50銭
- ・高圧で供給する場合 1円80銭

## 4 料金

2（適用期間）に定める適用期間における、約款に定める電力量料金は、約款に定める燃料費調整に軽減措置を反映したものとします。なお、燃料費調整が設定されていないお客さまについても上記に準じて取り扱います

## 5 その他

当社は、国によって本制度の変更があった場合、予告なく軽減措置の内容を変更することがあります。